



北っ子

子どもたちを笑顔で迎え 笑顔にさせ
家庭・地域に帰します！

◇教育目標：人・社会・未来へつなぐ Well-being

◇重点目標：学ぶ楽しさを見つけ、よりよい考えを表現できる子の育成

6月「いじめ・非行防止強調月間」

校長 大野 昌 広

初夏のさわやかな風が心地よい好季節となりました。子どもたちの躍動する声が校舎内外にあふれ、今日も末広北小学校は活気に満ちています。学校では「after運動会 “響き合う挨拶、整う規律、深まる学び”の充実・深化～運動会の成果を確認し、明日の指導につなぐために～」というスローガンを教職員で確認しました。具体的な活動として、

①「挨拶」と「学習規律」を両輪とした丁寧で粘り強い指導

②朝読書を中心とした読書活動の充実

③学校教育目標の中の「Well-being」の実現、などを中心に教育活動の一層の充実を目指します。

□《改定》末広北小学校いじめ防止基本方針

いじめを受けていた旭川市内の中学生が凍死して発見されるという痛ましい事件が発生してから約5年。この事件を契機に旭川市はいじめ対策の強化を行ってきています。旭川市内におけるいじめ対策は加速し、令和5年6月30日に「旭川市いじめ防止対策推進条例」が制定されました。また、令和6年2月29日には、「旭川市いじめ防止基本方針」が改定されました。本校は、この2つの大きな動きを受け、旭川市教育委員会の指導のもと、「旭川市立末広北小学校 いじめ防止基本方針」の改定を行いました。改定されたいじめ防止基本方針は、ホームページに掲載するとともに概要を記したリーフレットの全家庭への配布を行ってまいりました。本校のいじめ防止の重点目標は「**自分や友達の心や体を傷つけることダメ！**」とし、各学年・学級指導に加え、全校集会の場においても繰り返し指導を行ってまいりました。

□「いじめ見逃しゼロ」へ

本校の「いじめ防止基本方針」は、今年度も教職員の目標として「いじめ見逃しゼロ」を掲げました。本校の全教職員は、アンテナの感度を高め、子どものかすかな言動の変化に気づき、適切に迅速に組織的に対応しています。「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布）には、いじめの定義を次のように定めています。

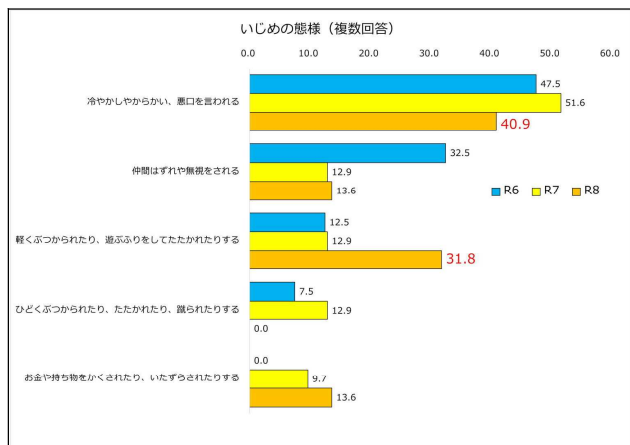
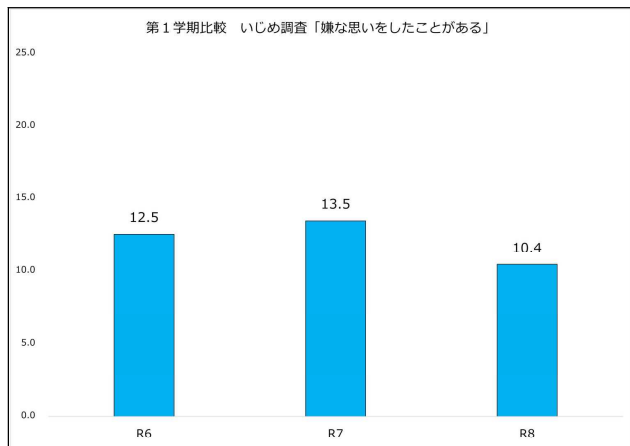
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの形態としては、次のようなものがあります。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

本校では、学校や家庭での指導、地域での見守り等で「いじめは許されない行為である」という意識が児童全体に広く浸透しており、先日実施した6月「いじめアンケート」においても「いじめはどんな理由があっても許さないことだと思うか」という質問に児童全員が「思う」と回答しています。今後も、教職員一同、きめ細やかな目配りと随時行う教育相談を通じ、児童のささいな変化・兆候を見とり、個々の教職員の高い感度とチームワークに基づいた密な情報共有を行い、未然防止、早期発見、積極的認知、早期対応に向けて迅速かつ組織的な対応に努めます。

□ 6月実施「いじめ調査」の結果から



☆減少傾向「嫌な思いをしたことがある」

「嫌な思いをしたことがある」と回答した児童の割合は、令和6年度の12.5%から、令和7年度には13.5%とわずかに上昇しましたが、令和8年度には10.4%まで減少しました。R7からR8にかけて約3ポイント改善しており、過去3年間で最も低い数値となっています。これは、学校全体でのいじめ防止に関する意識向上や取り組みが一定の成果を上げている可能性を示唆しています。特に「いじめはいかなる理由があっても許されない」という認識や「学校いじめ防止基本方針」の認知度が100%に達していることが、この減少傾向の背景にあると考えられます。

☆「いじめの態様（複数回答）」の傾向変化

- ・ R7の51.6%からR8は40.9%へと減少しましたが、依然として全態様の中で最も高い割合を占めています。また、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする」という項目が、R7の12.9%からR8には31.8%へと急増しています。
- ・ 「ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」事案は、R7の12.9%からR8には0%となっており、重大な身体的被害を伴ういじめは抑制されています。
- ・ 「お金や持ち物をかくされる」態様は、R6（0%）からR7（9.7%）、R8（13.6%）と年々増加傾向にあります。

分析結果を踏まえ、特に5～6月調査で顕著となった課題に対応するため、下記の改善策を行います。

改善策

1 「遊びの境界線」に関する指導の強化（急増する「遊ぶふり」への対策）

R8で急増した「遊ぶふりをしてたたく」行為は、加害側にいじめの自覚が乏しいケースが多いことが予想されます。道徳や学級活動の時間を用い、「相手が嫌だと感じたら、それは遊びではなくいじめである」という境界線を具体例（ロールプレイング等）を通して再確認する指導を行います。

2 「冷やかしかい・悪口」を許さない集団づくり

最も割合が高い「言葉のいじめ」に対し、周囲で見ている「観衆」や「傍観者」が、友人に相談しやすい環境（相談相手の約45%が友人であるため）を活かし、互いに注意し合える、あるいはすぐに大人に伝えられる空気感を醸成します。

3 持ち物の管理と学級内の目配り（微増する「いたずら」への対策）

「持ち物をかくす」行為の増加に対し、机周りの整理整頓の徹底や、休み時間の教員による巡回・見守りを強化します。

本校は、6月、10月、2月を「いじめ・非行防止強調月間」と定め、いじめや非行等の問題行動の未然防止や、早期発見に向けた積極的な取組を集中的に実施する予定です。具体的な取組内容は、①児童会等を活用した主体的な取組、②校内指導体制の整備・充実、③家庭、地域、関係機関等との連携の3点です。

私たち末広北小学校に勤務する教職員は、いじめに係る関係法令等に基づき適切に対応するとともに、いじめの芽はどの子どもにも生じ得るという緊張感をもち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること、全ての子どもたちがいじめを行わないよう、いじめの問題に関する子ども自身の理解を深めること、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護するため、保護者や地域の皆様といじめの問題を克服することに留意し、この問題に真摯に対応してまいります。

北っ子ひとりひとりの健やかな成長を導くには、学校と家庭と地域の皆さんが密に連携していくことが大きな鍵であることは言うまでもありません。今後も地域の宝である子どもたちへのあたたかな見守り・積極的なご指導へのご理解とご協力をお願いいたします。